

制度・根拠規定など

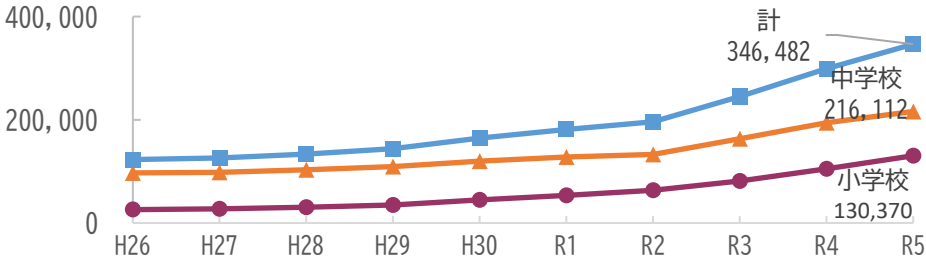
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第56条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条・・・又は第52条の規定によらないことができる。  
(第79条（中学校）、第79条の6（義務教育学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）において準用）

現状・課題

○ 小・中学校における不登校児童生徒の数は、11年連続で増加し、令和5年度は小中合わせて34万6,482人となっている。

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移



○ 学びの多様化学校は、令和7年4月1日現在、全国に58校※が設置されている。  
(小学校：12校、中学校：40校、高等学校：11校) ※小・中一貫校を含む。

○ 不登校の要因・背景は多様であり、我が国全体の学びの多様化学校において、その状況を十分に理解し、個々の状況に応じたきめ細かな教科指導や生徒指導が求められる。

※現行も、学びの多様化学校に対しては、平均して1校あたり2人分の教員定数の加配措置が行われている。

（例1）習熟度別授業

⇒ 同じような苦手意識を持つ者と一緒に学ぶ機会を多く設けることで、安心して授業を受けることができる。

（例2）ソーシャルスキルトレーニング

⇒ ロールプレイや話し合いなど、児童生徒同士が積極的に関わり合う機会を多く設けることで、他者との関わり方を修得することができる。

（例3）体験活動やキャリア教育の充実

⇒ 好きや得意を見出す機会を多く設けることで、学ぶ意欲を身に付けることができる。

今後の方向性

- ✓「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）では「不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、（略）分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す」としている。
- ✓この方針を踏まえ、学びの多様化学校の設置を促進するとともに、我が国全体の学びの多様化学校において、児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行うことができるよう、定数改善を含め、必要な体制を整備していく。

根拠規定

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条）（抄）

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くとときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くとときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

附 則

第7条 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校には、第37条（第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。）及び第69条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十号）における養護教諭の定数

① 3学級以上の学校数 × 1

② 小学校851人以上に複数配置  
中学校801人以上に複数配置

③ 無医村、無医離島に加算

現状・課題

大規模校

- ✓ 健康診断の実施、学校行事への対応等に加えて、緊急対応が生じること等により児童生徒一人一人に対する丁寧な対応が困難となる蓋然性が高い。
- ✓ 保健室利用者数が多いことに加え、いじめ、不登校等の深刻化により、継続的な支援を必要とする児童生徒も増加。
- ✓ 保健室を空けることが難しく、保健教育への参画や研修会への参加が困難。

未配置校

- ✓ 健康診断に係る業務(学校医との調整、準備、実施、事後措置、システムへの入力等)を管理職や教職員が実施。
- ✓ 体調不良や救急処置が必要な児童生徒への対応を管理職や教職員が実施。医療機関の受診の見極めが困難となり、対応が十分でないケースもある。
- ✓ 個別の健康相談や保健指導等、専門性を生かした学校保健活動が未実施。

■大規模校(500人以上)における1日平均保健室利用者数

1人配置校：小学校23.1人、中学校17.6人  
複数配置校：小学校35.0人、中学校23.8人

■大規模校(500人以上)における来室した児童生徒への1日平均対応時間の合計

1人配置校：小学校159分、中学校225.7分  
複数配置校：小学校304.2分、中学校281.7分

「令和4年度保健室利用状況に関する調査」（日本学校保健会）

養護教諭の声

- 始業前から教室に入れない児童生徒の対応、昼休みは多数の来室、放課後は教職員や保護者からの相談や各種委員会への参加があり、勤務時間中に事務作業を行うことができない。
- 保健室に2人養護教諭がいれば、1人は話を聞く、1人は救急処置をするなどの役割分担や対応の相談が可能となる、研修に参加しやすくなる等、充実したアセスメントにつながる。

管理職の声

- 家庭や友人とのトラブルを抱える児童生徒にカウンセリングができる養護教諭の力は大いだが、救急処置や体調不良者の対応等で忙しく、困難を抱える児童生徒に丁寧な対応ができない。
- 感染症が流行すると一日の来室者が普段の倍以上になり、常に担任、保護者、学校医との連絡調整、集計、臨時休業に向けた対応などが発生し、通常業務を行うことが困難。

■養護教諭の配置に関する実態

【2学級以下の学校（第8条第1号関係）】

【大規模校複数配置（第8条第2号関係）】

(単位：校)

|     | 2学級以下の学校 | うち養護教諭等未配置校 |
|-----|----------|-------------|
| 小学校 | 215      | 98 (45.6%)  |
| 中学校 | 155      | 56 (36.1%)  |

※学校基本調査（令和7年度速報値）より作成

(単位：校)

| 児童数751～850人の小学校 |              | 児童数851人以上の小学校 |              |             |
|-----------------|--------------|---------------|--------------|-------------|
|                 | うち養護教諭等複数配置校 |               | うち養護教諭等複数配置校 |             |
| 小学校             | 458          | 214 (46.7%)   | 501          | 453 (90.4%) |

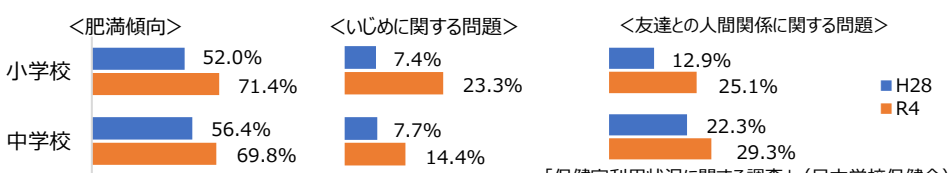
※学校基本調査（令和7年度速報値）より作成

(単位：校)

| 生徒数701～800<br>人の中学校 |     | うち養護教諭等<br>複数配置校 | 生徒数801人以上<br>の中学校 |             | うち養護教諭等<br>複数配置校 |
|---------------------|-----|------------------|-------------------|-------------|------------------|
| 中学校                 | 268 | 99 (36.9%)       | 259               | 235 (90.7%) |                  |

※学校基本調査（令和7年度速報値）より作成

■養護教諭が過去1年に把握した心身の健康に関する状況



学校の規模に関係なく、児童生徒の心身の健康課題は年々、多様化・複雑化

今後の方向性

- ✓ 多様化・複雑化する児童生徒の心身の健康課題に対応するためには、養護教諭について配置を充実するとともに、一層質を向上させていく必要。
- ✓ このため、我が国全体で児童生徒一人一人にきめ細かな支援を行うことができるよう、定数改善を含め、必要な体制を整備していく。

## 中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）について

## 制度・根拠規定など

**義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）**

(就学の機会の提供等)

第14条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第2項第3号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 現状・課題

## ✓全国の設置状況（R7.4時点）

41都道府県(26)・指定都市(15)に62校

✓夜間中学においては、多様な生徒（学齢期を経過した幅広い年齢層・不登校経験者・多国籍）に対応した特別な教育課程に基づく教育活動が行われており、個々の状況に応じた教科指導や生徒指導が求められる。

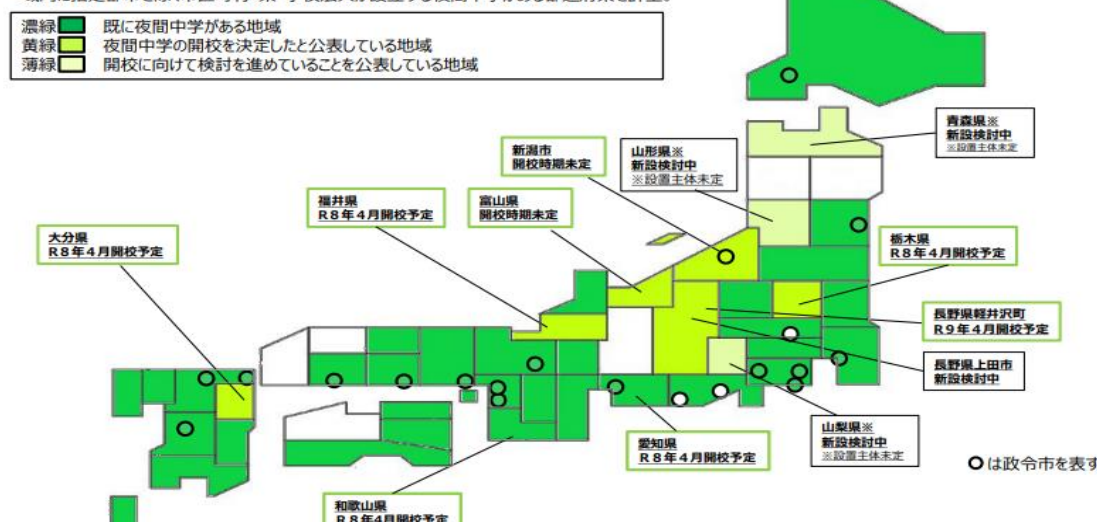
※現行も、夜間中学に対しては、平均して1校あたり2人分の教員定加配措置が行われている。

(参考) 令和2年国勢調査

未就学者約9万人、最終卒業学校が小学校の者約80万人

既設夜間中学一覽(R7年4月時点) **41都道府県**(26)\*・指定都市(15)に**62校**

\*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上



## 今後の方向性

✓「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）では「教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」としている。

✓この方針を踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、我が国全体の夜間中学において、児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行うことができるよう、定数改善を含め、必要な体制を整備していく。

# 公立小中学校の適正規模・適正配置について

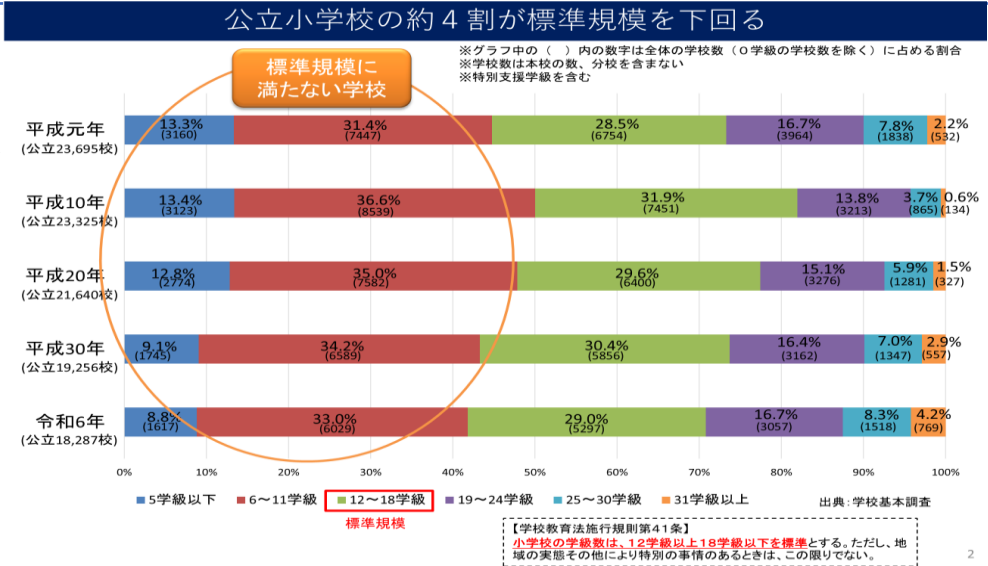
## 基本的な考え方

### 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年 1月27日 文部科学省）

- 学校は一定の規模を確保することが重要
- その検討は、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的をより良く実現するために行うべき
- 統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断

## 現状・課題

- ✓ 全国の公立小学校の約 4 割が標準規模を下回る状況。
- ✓ 学校の統合前後の児童生徒にとっての環境変化への対応や統合に伴う諸事務の計画的な実施が必要であり、統合前後で教員を増員したり、同じ教員を一定数配置したりする対応策などが望まれる。
- ✓ 学校の適正規模・適正配置に関連する国の支援メニューには、統合前後 3 年間の加配措置のほか、統合等に伴う施設整備の補助、統廃合等に係る児童生徒の通学条件の緩和を図るためのスクールバス等の購入補助等がある。



## 今後の方向性

- ✓ 政府において、学校の適正規模・適正配置の在り方について検討を行っているところ。
- ✓ 今後、この議論を踏まえつつ、自治体の公立小中学校の適正規模・適正配置の検討を促すとともに、学校の統廃合前後で学校教育活動に支障が生じないよう、定数改善を含め、適切な措置を講じていく。

# 大規模共同調理場における栄養教諭等について

## 根拠規定

### 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条）（抄）

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。  
2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。  
13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

### 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）（抄）

第7条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の栄養士若しくは同条第三項の管理栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

| 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十号）における栄養教諭等の定数 |      |
|-----------------------------------------------------------|------|
| 共同調理場に係る小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒の数            | 乗ずる数 |
| 千五百人以下                                                    | 一    |
| 千五百一人から六千人まで                                              | 二    |
| 六千一人以上                                                    | 三    |

## 現状・課題

- ✓ 栄養教諭には、学校給食の管理と食に関する指導とを一体的に担い、食育推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。  
学校給食の管理の例：献立作成、衛生管理、調理指導、アレルギー対応等  
食に関する指導の例：子供たちに健全な食生活を実践できるよう知識と能力を身に付けさせる指導、肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒への個別相談指導等
- ✓ 少子化の影響により、給食調理の効率化が進んでいるが、学校給食が共同調理場方式の場合、栄養教諭 1 人当たりの巡回校が単独調理場方式よりも多くなる。  
学校への移動等に時間を要し、食に関する指導の時間を十分に確保することが難しくなる。
- ✓ 特に、大規模共同調理場では、対応食数の増加により、以下のような課題がある。
  - ① 1 日の献立のパターンが増えることによるオペレーションの複雑化
  - ② 食物アレルギーに対応した給食の食数増加等による事故リスクの増加
  - ③ ①②の対応に伴う給食管理に要する時間（右図の赤字部分）の増加により、食に関する指導の時間（右図の黒字下線部分）が減少

- 大規模共同調理場 受配児童生徒数10,001人以上の共同調理場数：28場  
（全国2,352場の1.2%、令和3年度:25場。令和5年度「学校給食実施状況等調査」より。）
- 調理場規模別の対応校数、児童生徒数の比較（出典：令和5年度「学校給食実施状況等調査」より試算）

|        |      | 3人配置の場合      |                | 4人配置の場合      |                |
|--------|------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| 対応食数   | 受配校数 | 1人当たり<br>学校数 | 1人当たり<br>児童生徒数 | 1人当たり<br>学校数 | 1人当たり<br>児童生徒数 |
| 6,000  | 22   | 7.3          | 2,000          | 5.5          | 1,500          |
| 10,000 | 37   | 12.3         | 3,333          | 9.3          | 2,500          |
| 増加分    | 15   | 5.0          | 1,333          | 3.8          | 1,000          |

### ■ 栄養教諭の勤務例

（共同調理場、受配校11校、6,600食対応、栄養教諭3名配置）

| 時刻  | 勤務場所                        | 業務内容                |
|-----|-----------------------------|---------------------|
| 8時  | 調理場                         | アレルギー対応確認及び関連書類の作成  |
| 9時  | 調理場                         | 衛生管理・調理指導、及び関連書類の作成 |
| 10時 | 調理場<br>もしくは<br>受配校<br>(授業時) | 献立関連書類の作成           |
| 11時 |                             | 配布用食育資料の作成          |
| 12時 | 受配校                         | アレルギー給食対応、給食巡回及び指導  |
| 13時 | 調理場<br>もしくは<br>受配校          | アレルギー対応関連書類の作成・確認   |
| 14時 |                             | 食育資料作成              |
| 15時 |                             | 食に関する個別相談指導用の書類作成   |
| 16時 |                             | 食育資料作成、校内事務         |

## 今後の方向性

- ✓ 少子化に伴い給食調理の効率化が進展する中においても、栄養教諭制度の趣旨を踏まえ、栄養教諭が給食管理と食に関する指導を一体的に進める必要がある。
- ✓ このため、我が国全体で児童生徒一人一人にきめ細かな支援を行うことができるよう、定数改善を含め、必要な体制を整備するとともに、学校給食の調理工程等におけるリスクの低減及び栄養教諭による食に関する指導の充実を図る。

# 学校事務の共同実施について

## 制度・根拠規定など

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

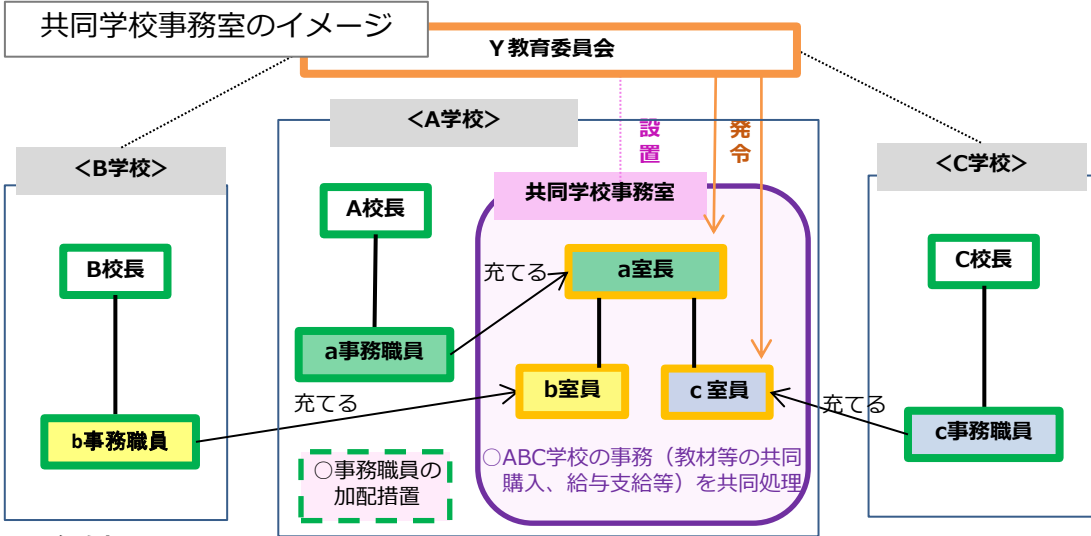
第47条の4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができる。

## 現状・課題

- ✓ 日常は各校で勤務している学校事務職員が、週1回程度一つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務業務を共同で実施。
- ✓ 事務を共同処理することにより、**学校間の事務の標準化や教材等の調達コストの削減等による事務処理の更なる効率化及び事務職員の質の向上**等が実現。
- ✓ 少子化の影響等もあり、学校事務の共同実施をしている市区町村の数は1200以上（74.6%）に及び、**共同学校事務室を設置する地方公共団体が増加**。共同学校事務室同士で業務の調整や処理の標準化が図られるなど、更なる取組を進めている自治体もある。
- ✓ **わが国全体で更なる事務の効率化・標準化を図るためには、共同学校事務室間の調整を図る統括者の役割が重要。**

## 今後の方向性

- ✓ 「業務の3分類」の見直しにより、事務職員との一層の連携・協働が示されたことを踏まえ、事務の更なる効率化や事務職員の資質能力の向上等を目指す必要がある。
- ✓ 定数改善や市町村単費職員の配置を含め、我が国全体の共同学校事務室の体制強化を行う。



### 取組例

- ・ 拠点の中学校に共同学校事務室を設置。同校の事務主幹を室長として発令
- ・ 構成校の事務職員を室員として発令
- ・ 室長及び室員に、全ての構成校に対する兼務発令
- ・ 室員は共同学校事務室に週2回勤務
- ・ 水曜日は全員が勤務して室員会議を実施（教育委員会事務局職員も参加）
- ・ 構成校の事務を共同学校事務室で一括処理し、業務を分担
- ・ 室長には給与諸手当、県費事務システムに係る給与報告を専決事項として設定

### 事務分掌の例

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| A小学校事務主管 | (副室長) 児童手当、財務、旅費、業務改善   |
| B中学校事務主任 | 扶養手当、研修、学級・学年費、学校日誌     |
| C小学校事務主任 | 通勤手当、広報、給与報告、学級・学年費     |
| D小学校事務主事 | 住居手当、特業手当、財務入力、給食費、学校評価 |